

令和4年度 甲種防火管理新規講習・乙種防火管理講習案内

那賀消防組合消防本部
那賀防火管理者資格取得推進協会

甲種防火管理新規講習・乙種防火管理講習は、消防法施行令第3条第1項に規定する防火管理に関する講習で、当該講習の課程を修了することによって、防火管理者としての資格を有する講習会を下記のとおり開催します。

● 防火管理者が必要な施設

| | |
|---|---|
| ① | 特定防火対象物で収容人員が30人以上のもの。 特定防火対象物とは、劇場・遊技場・飲食店・百貨店・ホテル・病院・雑居ビルなど不特定多数の者が利用する建物。 |
| ② | 火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等がある建物で、建物全体の収容人員が10人以上のもの。 |
| ③ | 非特定防火対象物で収容人員が50人以上のもの。 非特定防火対象物とは、共同住宅・学校・工場・事務所などの特定多数の者が居住・勤務などする建物。 |
| ④ | 新築工事中の大規模高層建築物で、収容人員(工事作業中の者)が50人以上のもの。 |

● 防火対象物と選任資格の区分

| 選任資格 | 甲種防火管理者 | | | 甲種又は乙種防火管理者 | |
|-----------|-----------------------|--------|----------|--------------------------------|----------|
| 区分 | 甲種防火対象物 | | | 乙種防火対象物 | |
| 用途 | 特定防火対象物 | | 非特定防火対象物 | 特定防火対象物 (避難困難施設が入っている建物を除く) | 非特定防火対象物 |
| | 避難困難施設が入っている建物 (注) | 左記以外 | | | |
| 建物全体の延べ面積 | すべて | 300㎡以上 | 500㎡以上 | 300㎡未満 | 500㎡未満 |
| 建物全体の収容人員 | 10人以上 | 30人以上 | 50人以上 | 30人以上 | 50人以上 |

(注) 避難困難施設が入っている建物であっても該当しない場合があります。

● 講習日程

| | | | |
|----------------|----------------|----------------------------------|----|
| (1) 甲種防火管理新規講習 | 第1回 | 令和4年8月3日(水)と4日(木)の2日間 | 中止 |
| | 第2回 | 令和5年2月9日(木)と10日(金)の2日間 | |
| (2) 乙種防火管理講習 | 第1回 | 令和4年8月3日(水)の1日間 | 中止 |
| | 第2回 | 令和5年2月9日(水)1日間 | |

※ 気象状況、災害等により開催日時が変更となる場合がありますので、ご了承願います。
なお、新型コロナウイルス感染症の影響により講習会を中止もしくは変更する場合があります。
その際は事務局から連絡させていただきます。

● 講習場所

紀の川市粉河580番地
粉河ふるさとセンター 2階視聴覚室

● 受講者要件

- 防火管理者となる方は、「防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあるもの」として消防法施行令第3条において規定されています。
- 防火管理者の選任を必要とする防火対象物において、防火管理者として選任される予定のある方。

● 甲種防火管理新規講習・乙種防火管理講習・講習時間・科目

| 区 分 | 時 間 | 科 目 |
|---|-------------|-----------------|
| 第1回 8月3日 (第2回 2月9日) 甲種(新規) ・ 乙種 | 9:00～ 9:10 | オリエンテーション |
| | 9:10～10:00 | 防火管理の意義及び制度 1 |
| | 10:00～11:00 | 火気管理 1 |
| | 11:00～12:00 | 施設及び設備の維持管理 1 |
| | 13:00～14:00 | 防火管理に係る消防計画 1 |
| | 14:00～16:00 | 防火管理に係る訓練及び教育 1 |
| | 16:00～ | 乙種効果測定及び修了証の交付 |
| 第1回 8月4日 (第2回 2月10日) 甲種(新規) | 9:00～10:00 | 防火管理の意義及び制度 2 |
| | 10:00～11:00 | 火気管理 2 |
| | 11:00～12:00 | 施設及び設備の維持管理 2 |
| | 13:00～14:00 | 防火管理に係る消防計画 2 |
| | 14:00～15:00 | 防火管理に係る訓練及び教育 2 |
| | 15:00～16:00 | 甲種効果測定及び質疑応答 |
| | 16:00～17:00 | 修了証の交付 |

● 受講申込み手続き

受講を希望される方は、事務局(消防本部予防課)及び各消防署に備え付けの受講申込書に必要事項を記入し、事務局(消防本部予防課)へ直接本人が持参し申し込みください。

(申込用紙は、那賀消防組合ホームページからもダウンロードできます。 [Http://www.naga119.gr.jp/](http://www.naga119.gr.jp/))

※ 写真(縦30mm×横24mm)無帽無背景正面上三分身6ヶ月以内に撮影したものを申込用紙に貼付して下さい。(裏面に氏名記入)

※ 本人確認できるもの(運転免許証・保険証等のコピー)を添付して下さい。

※ 受講料(申込み時に徴収します。)

※ やむを得ず本人が申し込みに来れない場合は、代理人の方が指定の委任状を持って申込みをして下さい。指定の申込み用紙はホームページに掲載しています。

| 講習種別 | 受講料 |
|--------|--------|
| 甲種新規講習 | 6,000円 |
| 乙種講習 | 5,000円 |

(講習にかかる諸経費(教材費、講習経費、広報費等)を講習想定人数で割り出すことにより、概ね1人当たりの経費を算出して設定しています。)

● 申込み期間

| | | |
|-----|------|--|
| 第1回 | 受付期間 | 令和4年7月11日(月)から7月22日(金)です。(土、日、祝祭日は除く。) |
| | 受付時間 | 午前8時45分から午後5時です。 |
| 第2回 | 受付期間 | 令和5年1月16日(月)から1月27日(金)です。(土、日、祝祭日は除く。) |
| | 受付時間 | 午前8時45分から午後5時です。 |

※ 電話、郵送での受付は行っていません。

※ 申込み締め切り日以前であっても定員(40人)に達し次第締め切りますので、お早めに申込みください。

※ 受講申込みをしないで、直接講習会場にご来場されても受講できません。

● 受講上の注意事項

※ 受講票、筆記用具は必ず持参してください。

※ 実技講習がありますので、動きやすい服装で受講してください。

※ 遅刻、早退は一切認めません。欠席される場合は、必ずご連絡ください。

※ 昼食は各自でご用意ください。

※ 効果測定において、理解が不十分と認められた方は、修了証の交付を一時保留し、補講を受けていただくことがありますので、ご了承ください。

※ **新型コロナウイルス感染拡大防止のため、感染防止対策にご協力をお願いします。**

問い合わせ先 那賀防火管理者資格取得推進協会事務局(消防本部予防課内)

岩出市中迫154番地 電話 0736-61-1794

担当者 福岡、岩坪